

国民年金基金 減口申出書

提出用

届書コード

0321

国民年金基金 あて

申出日

令和

年

月

日

下記のとおり申出します。

加入員番号	-										
住所	〒 - TEL ()										
(フリガナ)								生年月日			
加入員氏名								5. 昭和			
								7. 平成	年	月	日

減口をする 年 月	令和 年 月		減口の申出は、2口目以降についてのみ行うことができます。 1口目については、現在加入されている型や掛金額を変更することはできません。							
加入(増口) した年月 (注1)	2口目以降の減口される年金の口数									
	A型	B型	C型	I型	II型	III型	IV型	V型		
年 月	口	口	口	口	口	口	口	口	口	
年 月	口	口	口	口	口	口	口	口	口	
年 月	口	口	口	口	口	口	口	口	口	
年 月	口	口	口	口	口	口	口	口	口	
年 月	口	口	口	口	口	口	口	口	口	
減口後の2口目 以降の合計口数	口	口	口	口	口	口	口	口	口	

減口後の掛金額 (1口目+2口目以降)	円
------------------------	---

*太枠内をご記入ください。

注) 1. 減口される年金の「加入(増口)した年月」欄は、減口したい年金の型の加入した年月または増口した年月をご記入ください。

なお、加入した年月または増口した年月については、加入員証等でご確認願います。

2. ご記入いただいた申出書の1枚目(提出用)と2枚目(本人控)を切り離し、1枚目(提出用)のみご提出ください。

受付日付

国民年金基金 減口申出書

本人控

届書コード 0321

国民年金基金 あて

申出日 令和 年 月 日

下記のとおり申出します。

加入員番号	—										
住所	〒 — TEL ()										
(フリガナ)								生年月日			
加入員氏名								5. 昭和 7. 平成	年	月	日

減口をする 年 月	令和 年 月	減口の申出は、2口目以降についてのみ行うことができます。 1口目については、現在加入されている型や掛金額を変更することはできません。								
加入(増口) した年月 (注1)	2口目以降の減口される年金の口数									
	A型	B型	C型	I型	II型	III型	IV型	V型		
年 月	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
年 月	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
年 月	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
年 月	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
年 月	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
減口後の2口目 以降の合計口数	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

減口後の掛金額
(1口目+2口目以降) 円

***太枠内をご記入ください。**

- 注) 1. 減口される年金の「加入(増口)した年月」欄は、減口したい年金の型の加入した年月または増口した年月をご記入ください。
 なお、加入した年月または増口した年月については、加入員証等でご確認願います。
2. ご記入いただいた申出書の1枚目(提出用)と2枚目(本人控)を切り離し、1枚目(提出用)のみご提出ください。

減口を希望される方へ

1. 減口の申出は、希望する月より行うことができます。
2. 減口の申出は、2口目以降についてのみ行うことができます。1口目については、現在加入されている型や掛金額を変更することはできません。
3. 1口目を含めた終身年金（A型、B型及びC型）の年金月額合計額が全体の年金額の半分以上になるように減口をする必要があります。（50歳以上の方が口数を変更される場合、異なることがあります。くわしくは国民年金基金までお問い合わせください。）
4. 減口の申出をされた方は、申出をされた月分の掛金（引落しは、原則として翌々月の1日（国民年金保険料を納付委託されている場合は翌月末日））から掛金の額が変わります。
減口の申出をされた方は、減口された口数分の掛金額が月々の掛金額から減額されます。（くわしくは、国民年金基金までお問い合わせください。）
5. 減口の申出書の提出期限は減口をされる月の末日（必着）です。
6. 前納された場合、その年度中に掛金の減口はできません。
7. 一括納付された場合、一括納付した期間は掛金の減口はできません。